

かほだより

家畜を飼養する場合は次のことに御留意願います

家畜を飼養する場合は、守るべき法律がありますが、その中でも家畜の伝染病予防及び食の安全に係る主な法律は下記のとおりですので、ご留意の上適切に飼養するようお願いいたします。

なお、新たに家畜を飼い始める方がいらっしゃいましたら、当所へ連絡するよう啓発にご協力ください。

1 家畜には次の動物が該当します(家畜伝染病予防法(以下「家伝法」という。))。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚(ミニブタ、イノブタを含む)、いのしし、馬、鶏(チャボ、烏骨鶏等を含む)、あひる(合鴨、フランスガモを含む)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、蜜蜂

なお、家庭用、ペットとして飼養している場合でも、家伝法が適用されますので御留意ください。



2 「飼養衛生管理基準」を遵守してください。

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、畜種ごとに家畜の飼養者が守らなければならない事項として「飼養衛生管理基準」が定められています。(家伝法第 12 条の 3)

なお、畜産農場へ訪れる見学者(観光客等)や研修生等の受入にあたって、この基準は適用されます。

特に次の事項に御留意ください。



- (1) その日のうちに他の農場等へ立ち入った人や過去 1 週間以内に海外から入国した人は、農場内(衛生管理区域)に入らないようにする。
- (2) 海外で使用したもの(服、靴、所持品、宅配で送られてきたものなど)は、一定期間(牛等は 4 か月間、家きんは 2 か月間)衛生管理区域に持ち込まない(やむを得ず衛生管理区域に入れる場合は、十分に洗浄・消毒を行ってください。)
- (3) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る人は出入りの際に手指及び靴の消毒をするようにしてください。
- (4) 農場の飼養衛生管理向上のため、専用の衣服や靴を使用するように努めてください。

3 「埋却地」を確保してください(馬は不要)。

口蹄疫や高(低)病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、伝染病を迅速に終息させるため農場で飼養されている全ての家畜を処分し、埋却または焼却します。

埋却地等は、飼養衛生管理基準により、家畜の飼養者が準備することと規定されています。

4 家畜の所有者は、毎年、「定期報告」が必要です。

毎年2月1日時点の家畜の飼養状況(飼養頭羽数等)や衛生管理状況等について、県(家畜保健衛生所)への報告が義務付けられています。(家伝法第12条の4)

毎年2月に当所から通知しますので、必ず指定された期日までに報告してください。

5 蜜蜂を飼う場合も、飼育の届出等が必要です。

養蜂振興法第3条の規定により、毎年1月31日までに「蜜蜂飼育の届出」を県(地域振興局農政課)に届けてください。

届出内容

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 蜂群数
- 3 飼育場所及び期間



なお、当所ではこの届出内容に従い、腐蛆病検査の実施についてお知らせします。

6 家伝法に基づく検査を受けてください。

主な検査の実施については、以下のとおりです。

- ・牛ヨーネ病(2年に1回)・・・搾乳牛
(4年に1回)・・・繁殖肉用雌牛
- ・BSE検査・・・・・・・・・・48か月齢以上の死亡牛
- ・腐蛆病(毎年)・・・・・・・・・・蜜蜂
- ・高病原性鳥インフルエンザ・・・1,000羽以上の採卵鶏



100羽以上の家きんのうち当所が選定

7 導入した家畜の検査を受けてください。

県外から導入する豚や海外から輸入する家畜は、導入後一定期間の着地検査が必要です。当所職員が農場へ伺い、導入家畜の健康状態を確認しますので、事前に当所までご連絡ください。

8 動物用医薬品、飼料、飼料添加物などは、用法・用量に従い、適正に使用してください。(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)」)

動物用医薬品、購入飼料、飼料添加物などに、対象動物や使用(給与)方法が記載されているので、それによって適正に使用してください。

特に反すう動物(牛、めん山羊、鹿)に給与する購入飼料等は、A飼料と記載されたものを使用し、豚・鶏用のものは使用しないでください。また、ペット用の餌等が混入しないように注意してください。(飼料安全法によるBSE対策)

9 その他

「養蜂振興法」及び「飼料安全法」の詳細につきましては、各地域振興局農政課へお問い合わせください。

- 木曾地域振興局農政課 : 電話 0264-25-2221
- 松本地域振興局農政課 : 電話 0263-40-1917
- 北アルプス地域振興局農政課 : 電話 0261-23-6511



しあわせ信州